

特殊標章等取扱要領を下記のように定め、平成22年2月8日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項の規定により警察本部長（以下「本部長」という。）が交付し、又は使用させることができる特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 様式等

1 特殊標章の種類、色、材質及び制式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 腕章（様式第1号）
- (2) 帽章（様式第2号）
- (3) ヘルメット章（様式第3号）
- (4) 場所章（様式第4号）
- (5) 自動車章（様式第5号）
- (6) 自動二輪車章（様式第6号）
- (7) 航空機章（様式第7号）
- (8) 船舶章（様式第8号）

2 身分証明書の様式は、身分証明書（様式第9号）のとおりとする。

第3 交付

1 本部長は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付するものとする。ただし、当該申請に虚偽があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 兵庫県警察の職員で、国民保護措置（国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に係る職務を行うもの
- (2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 特殊標章等の交付の申請は、特殊標章等に係る交付申請書（様式第10号）により行わせるものとする。

第4 有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して、本部長が定めるものとする。

## 第5 書換え

本部長は、身分証明書の記載事項の変更については、当該理由が生じた身分証明書の交付を受けている者に、速やかに、その旨を申し出させた上、記載事項の書換えを行うものとする。

## 第6 再交付

- 1 本部長は、特殊標章等の紛失、盗難又は滅失については、当該理由が生じた特殊標章等の交付を受けている者に、遅滞なく、その旨を申し出させた上、特殊標章等を再交付するものとする。
- 2 本部長は、特殊標章等の著しいき損又は汚損については、当該理由が生じた特殊標章等の交付を受けている者に、遅滞なく、その旨を申し出させるとともに、き損又は汚損に係る特殊標章等を返納させた上、特殊標章等を再交付するものとする。

## 第7 返納

- 1 本部長は、次のいずれかに該当するときは、特殊標章等の交付を受けている者に、遅滞なく特殊標章等を返納させるものとする。
  - (1) 対処基本方針（事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。）が廃止された場合
  - (2) 身分証明書の有効期間が満了した場合
  - (3) 前記第3の1に掲げる者のいずれにも該当しなくなった場合
- 2 本部長は、前記第6の1の規定により特殊標章等の再交付を受けた者が、紛失又は盗難に係る特殊標章等を発見したときは、その者に、遅滞なく当該特殊標章等を返納させるものとする。

## 第8 記録

本部長は、特殊標章等を交付した者に関する台帳（様式第11号）により特殊標章等を交付した者に関する事項を明らかにしておくものとする。

## 第9 使用等

- 1 特殊標章等の交付を受けた者が、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力するときは、その者に特殊標章等を使用させるものとする。この場合において、特殊標章の着装及び表示方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 腕章 上衣の左腕に着装する。
  - (2) 帽章又はヘルメット章 帽子又はヘルメットの右側面に付ける。
  - (3) 場所章 見えやすい場所に表示する。
  - (4) 自動車章又は自動二輪車章 自動車の上面及び両側面に付ける。
  - (5) 航空機章 航空機の両側面に付ける。
  - (6) 船舶章 船舶の見えやすい場所に表示する。
- 2 前記1の場合においては、その者に身分証明書を携帯させ、関係人から求められたときは、これを呈示させるものとする。

## 第10 禁止事項

- 1 武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合を除き、交付した特殊標章等を使用

させないものとする。

2 交付した特殊標章等は、他人に対する譲渡し及び貸与をさせないものとする。

#### 第11 貸与

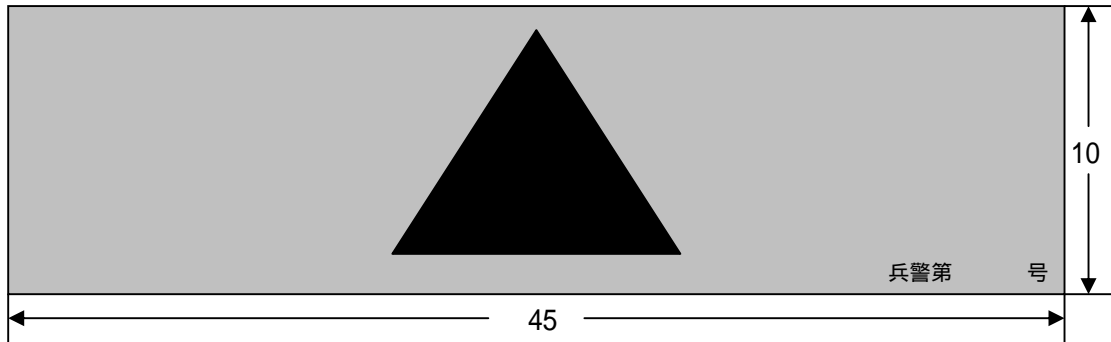
1 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合においては、必要に応じ、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与することができる。

2 貸与した特殊標章は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、使用させないものとする。

3 前記第6及び第7の2の規定は、前記1の規定により貸与した特殊標章について準用する。

様式第1号（第2の1関係）

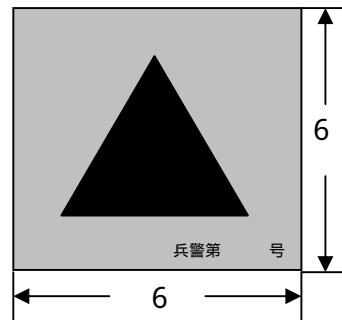
腕章



- 注 1 三角形は、正三角形とすること。  
2 色彩は、三角形を青色、地をオレンジ色とすること。  
3 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。  
4 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。  
5 材質は、合成樹脂とすること。  
6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第2号(第2の1関係)

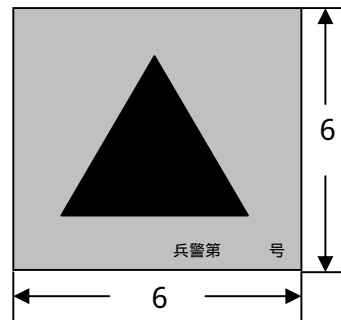
帽章



- 注 1 三角形は、正三角形とすること。
- 2 色彩は、三角形を青色、地をオレンジ色とすること。
- 3 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- 4 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 5 材質は、合成樹脂とすること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3号(第2の1関係)

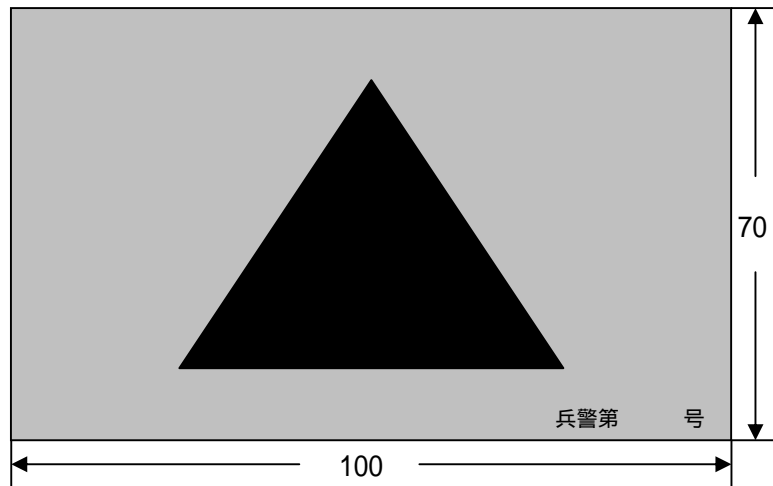
ヘルメット章



- 注 1 三角形は、正三角形とすること。
- 2 色彩は、三角形を青色、地をオレンジ色とすること。
- 3 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- 4 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 5 材質は、合成樹脂とすること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第4号(第2の1関係)

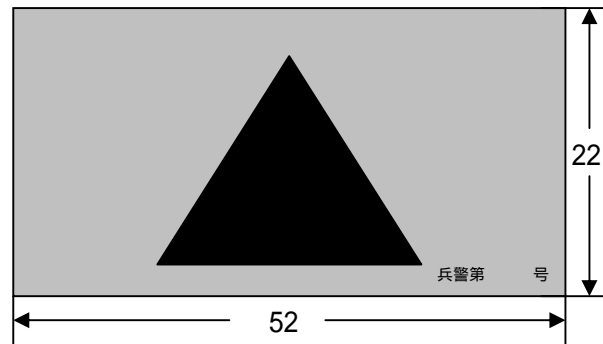
場 所 章



- 注 1 三角形は、正三角形とすること。
- 2 色彩は、三角形を青色、地をオレンジ色とすること。
- 3 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- 4 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 5 材質は、化学繊維織物とすること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第5号（第2の1関係）

自動車章

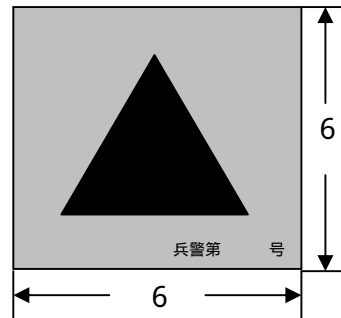


- 注 1 三角形は、正三角形とすること。
- 2 色彩は、三角形を青色、地をオレンジ色とすること。
- 3 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- 4 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 5 材質は、合成樹脂とすること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



様式第6号(第2の1関係)

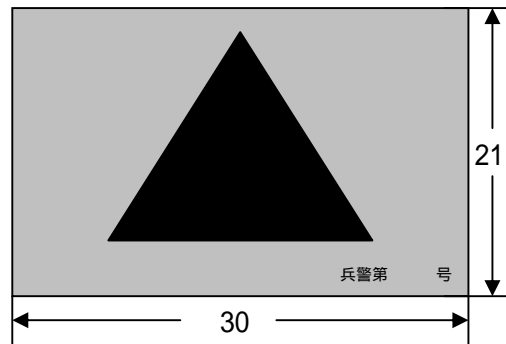
自動二輪車章



- 注 1 三角形は、正三角形とすること。
- 2 色彩は、三角形を青色、地をオレンジ色とすること。
- 3 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- 4 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 5 材質は、合成樹脂とすること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第7号(第2の1関係)

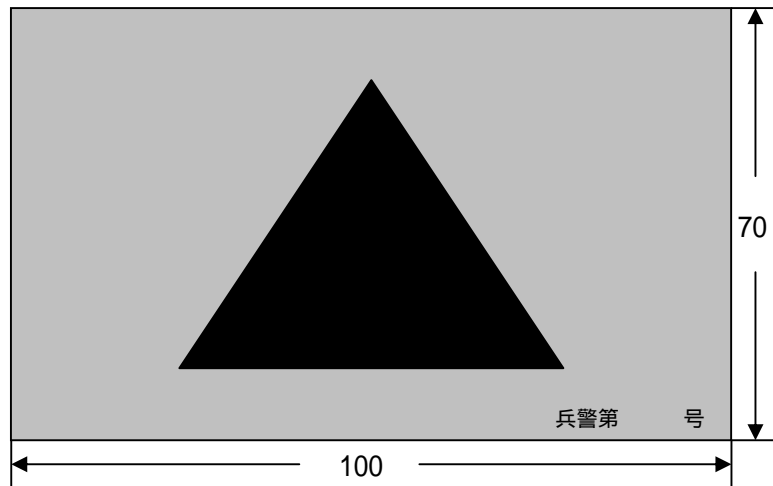
航空機章



- 注 1 三角形は、正三角形とすること。
- 2 色彩は、三角形を青色、地をオレンジ色とすること。
- 3 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- 4 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 5 材質は、合成樹脂とすること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第8号（第2の1関係）



船 舶 章



- 注 1 三角形は、正三角形とすること。
- 2 色彩は、三角形を青色、地をオレンジ色とすること。
- 3 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- 4 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 5 材質は、化学繊維織物とすること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第 9 号 ( 第 2 の 2 関係 )

( 表 )

 <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">兵庫県警察本部長 Chief of Hyogo Prefectural Police Headquarters</p>  <p style="text-align: center; margin: 5px 0;"><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;"><b>国民保護措置に係る職務等を行う者用</b> for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p style="font-size: small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>-----</p> <p>交付年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">交付権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>
---

( 裏 )

身長/Height _____ cm	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		
-----		
-----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

( J I S A 7 )

- 注 1 透明な合成樹脂で被覆すること。
- 2 記載事項は、日本語及び英語で記載すること。
- 3 年月日は、西暦で記載すること。
- 4 血液型は、A B O式及びR h式の血液型を記載すること。
- 5 軽量の個人用の武器を携行する場合には、その他の特徴又は情報の欄に、その旨記載すること。
- 6 写真は、6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする。
- 7 印章欄には、交付権者の印章を押すこと。

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

兵庫県警察本部長 殿

申請者氏名

国民保護法第158条第2項の特殊標章及び身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

氏名(ローマ字)				写 真
所属・官職				
住 所				
連 絡 先				
生 年 月 日				
身 長	cm	眼 の 色		
頭 髪 の 色		血 液 型	( R h 因 子 )	
身 分 証 明 書 の 有 無	有 ・ 無 (証明書番号: )	その他の特徴 又は情報		
資 格	兵庫県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの 兵庫県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 兵庫県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者			
申請者が行う国民保護法第158条第2項の職務、業務又は協力の内容				
特殊標章の種類	数	必 要 な 理 由		
腕 章				
帽 章				
ヘルメット章				
場 所 章				
自 動 車 章				
自動二輪車章				
航 空 機 章				
船 舶 章				

----- (この線から下には記載しないこと。) -----  
 交付権者使用欄

証明書番号		有効期間の満了日	
交付年月日		返 納 日	

- 注 1 申請者氏名については、申請者本人が署名すること。  
 2 写真は、6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする。  
 3 印の欄には、兵庫県警察の職員のみ記載すること。  
 4 身分証明書の有無の欄には、兵庫県警察本部長から身分証明書の交付を受けている場合には「有」を、受けていない場合には「無」を、それぞれで囲むこと。  
 なお、身分証明書の交付を受けている場合には、その証明書番号を記載すること。  
 5 軽量の個人用の武器を携行する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。  
 6 資格の欄には、該当するに $\checkmark$ を付けること。  
 7 自動車章、自動二輪車章及び航空機章の数の欄には、標章をつける自動車、自動二輪車及び航空機の数を記載すること。

様式第11号（第8関係）

特殊標章等を交付した者に関する台帳														
証明書番	氏名 (漢字・ローマ字)	住所・連絡先	生年月日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴 又は情報	資格	特殊標章の種類 及び登録番号	交付年月日	有効期間 の満了日	返納日	備考

- 注 1 年月日の欄は、西暦で記載すること。  
 2 身長欄は、センチメートルで記載すること。  
 3 兵庫県警察の職員の場合は、資格欄に所属及び官職を併せて記載すること。